

消費税率のアップの時の問題点①

売上げ時に、アップした税率で、
請求できないとき。

これは、税制の問題ではなく、
事実的な現場での問題です。

増税された消費税額を売上げの価格に転嫁できない
という表現になります。

例えば

税抜き	100,000
消費税	8,000 8パーセント
税込合計	108,000

本来、8%をもらわなければ、ならないのに、
5%しか、もらわなかったとしたら、

税抜き	97,222
消費税	7,778 8パーセント
税込合計	105,000

手取りの減少は、売上高の値引きと同じことになります。
この場合の値引率は、

2.70 パーセントになります。

一つ一つは、小さくても、企業全体の売上げにすると、
大きい。

5000万円の売上げならば、
1,389,000 円になります。



ながわ会計

消費税率のアップの時の問題点②

納税額が大きくなる。

5%	2,000,000 とすると
8%	3,200,000
10%	4,000,000

単純計算でも、10%は、5%の税額の時の倍になります。

ありがちなのは、
この預かり消費税を、資金繰りの都合で、
途中で運転資金に回してしまったときです。

納税時に、資金が不足するという事態も起きます。

対策 ① 消費税の支払時に合わせて、定期積金する。

難点は、定額積立ということ。
売上げが、毎月、一定している企業向けです。

② 納税準備預金の利用。

性格は、普通預金ですが、受取利息に対して
源泉徴収がありません。

その月の入金に応じて、任意に入金できる。
使用は、納税資金に限られています。



なかがわ会計

消費税率が変わります。

参議院にて、平成24年8月10日可決。



5%が、まず、8%に
次に10パーセントの2段階。

24年 2012	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24年 2012
25年 2013	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年 2013
									9月30日までの契約が5%適用				
26年 2014	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年 2014
				8%									
27年 2015	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年 2015
									3月31日までの契約が8%適用			10%	

消費税の税率は平成26年4月1日から8%、27年10月1日から10%に、

平成26年3月31日までに行われる資産の譲渡、課税仕入れ等に係わる消費税は、5%
平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡、課税仕入れ等に係わる消費税は、8%

平成26年3月31日までに締結した資産の譲渡・課税仕入れの契約に基づく譲渡等が
平成26年4月1日以後に行われる場合は、8%が適用される。
ただし、改正消費税の経過処置として、別段の定めがある。

平成26年3月31日までに仕入れた資産を平成26年4月1日以後に販売する場合は、
譲渡等は、8% 課税仕入れは、5%になる。
このことで、会社に消費税の納税についての損得はありません。